

## マイナ保険証・オンライン資格確認のメリット詳細

3. 転職等で加入する健康保険が変わったときの返却が不要になります

従来の被保険者証は、券面に資格情報（加入している健保組合の情報及び患者の氏名や生年月日等の情報）が記載されていますので、加入する健康保険が変わった場合は、旧加入健保組合等には返却し、新加入健保組合等から新しい被保険者証の交付を受ける必要がありました。

マイナ保険証はマイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、「オンライン資格確認等システム」で受診者の保険資格を確認するものですので、旧加入健康保険と新加入健康保険において適正な手続きを行えば、カードから読み取れる情報が更新されることとなります。このため、カードそのものを返却したり新しく交付を受けたりする必要がなくなります。

## ＜ご留意事項＞

マイナ保険証での資格確認が正しく行われるためには、「オンライン資格確認等システム」に資格情報の登録を正確かつ速やかに行うことが必要です。

加入・脱退にかかる届出を速やかに行うとともに、加入先に対してマイナンバーを正確かつ速やかに届け出て  
いただけようお願いいたします。

また、ご自身の資格情報の登録内容については以下の方法で確認できます。加入する健康保険が変わってから初めて医療機関を受診するときには受診前にご確認いただくことをお勧めします。

マイナンバーカードで受診できないことを防ぐために、事前にマイナポータルにアクセスして、医療保険の資格情報画面に最新の情報が登録されていることを確認してください。

医療保険の資格情報画面が確認できれば、マイナンバーカードで受診する準備は完了です。

